

豊橋市公告503002号

市有財産（物品）の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年10月22日

豊橋市長 浅井 由崇

1 一般競争入札に付する物件

以下の物品を入札に付し、売り払う。

（自動車）

区分 番号	財産名称	初度登録年月	排気量 (ℓ)	走行距離(Km) 稼働時間(h)	車検	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
1	三菱 ごみ収集車 4トン車	平成18年12月	4.89	282,227 km (令和3年10月 4日時点)	一時抹消登録	300,000	30,000
2	ニッサンディーゼ ル コンテナキャ リー車	平成15年12月	6.92	123,058 km (令和3年10月 4日時点)	一時抹消登録	100,000	10,000
3	三菱 ウイング車	平成13年3月	5.24	320,225 km (令和3年10月 4日時点)	一時抹消登録	100,000	10,000
4	マツダ 小型貨物 自動車	平成9年5月	1.78	147,101 km (令和3年10月 4日時点)	一時抹消登録	10,000	1,000
5	ニッサンディーゼ ル クレーン付き 4tダンプ	平成17年2月	6.40	78,217 km (令和3年10月 4日時点)	一時抹消登録	300,000	30,000

※予定価格とは、あらかじめ豊橋市が定めた最低売払価格をいう。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。

(2) 個人又は法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、及び同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者でないこと。また、個人又は法人の役員等が、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

(3) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者でないこと。

(4) 次のいずれかに該当する者でないこと

- ・暴力団員がその経営に実質的に関与している者

- ・自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
  - ・暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
  - ・暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者
  - ・暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっている者でないこと。
- (6) 前記(2)～(5)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。
- (7) 日本語を完全に理解できること。
- (8) 豊橋市が定めるガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）及び紀尾井町戦略研究所株式会社が定めるK S I官公庁オークションに関連する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾、順守することができること。
- (9) 公有財産の買受について一定資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格等を有していること
- (10) 3によりあらかじめ一般競争入札への参加申し込みをした者であるもの。

### 3 一般競争入札の参加申し込み等に関する事項

一般競争入札に参加しようとする者は、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システムの画面上で参加仮申し込みなど一連の手続きを行うこと。

参加申し込み（本申し込み）は、仮申し込み手続きを完了した後、令和3年11月8日（月）午後2時までに入札保証金を納付し、所定の申込書により豊橋市財務部契約検査課に一般競争入札への参加を申し込むこと。（郵送の場合は、令和3年11月8日（月）消印有効。）

### 4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場 所 豊橋市役所財務部契約検査課物品契約グループ
- (2) 時 間 令和3年10月22日（金）午後1時から  
令和3年11月29日（月）午後1時まで

### 5 現地説明を行う日時及び場所

下見会は、事前予約制としますので参加希望者は開庁日の午前9時から午後5時の間に事前に財務部契約検査課まで電話予約すること。

区分番号	日時	場 所
1～5	令和3年10月25日（月）から 令和3年10月29日（金）まで 午前9時から正午、午後1時から午後5時	豊橋市東部環境センター （豊橋市飯村町字高山 11-19）

## 6 一般競争入札等の場所及び期間

- (1) 場 所 紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システム上
- (2) 入札期間 令和3年11月22日(月)午後1時から  
令和3年11月29日(月)午後1時まで
- (3) 開 札 令和3年11月29日(月)午後1時から

## 7 入札の方法

- (1) 紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システム上で入札価格を登録する。  
なお、この登録は、一度しか行うことができない。
- (2) 郵便による入札書の提出は、認めない。

## 8 入札保証金に関する事項

入札に参加しようとする者は、3の手続きと共に売却物件ごとに定められた入札保証金を指定された納付方法により納付すること。

### (1) 納付方法

入札保証金の納付は、クレジットカード(デビットカードは除く)による納付のみとします。公有財産売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカード(デビットカードは除く)にて納付すること。

### (2) 入札保証金の充当

落札者の納付した入札保証金は、契約保証金及び売却代金に充当する。

### (3) 入札保証金の引き落とし

落札者以外の者には、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行わない。

- (4) 落札者が、豊橋市が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は豊橋市に帰属する。

## 9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書(豊橋市インターネット公有財産売却ガイドライン)に記載する無効な入札に該当する入札は無効とする。

## 10 落札者の決定の方法

入札期間終了後、豊橋市は開札を行い、売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格(最低落札価格)以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定とする。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者の会員識別番号を落札者の氏名(名称)とみなす。

### 1 1 契約及び契約保証金に関する事項

落札者は、落札者決定後、豊橋市からの電子メールなどによる契約締結に関する案内に従い豊橋市と売買契約を締結しなくてはならない。

#### (1) 契約締結期限

令和3年12月13日(月)午後5時15分まで

落札者が、契約締結期限までに契約しなかったとき、及び落札者が公有財産売却の参加仮申し込みの時点で20歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消される。

#### (2) 契約保証金

8の(2)により、入札保証金を契約保証金に充当する。

#### (3) 必要書類

契約に際しては、豊橋市より契約書(2通)を送付するので、落札者は必要事項を記入、押印の上、必要書類(豊橋市が電子メール等で送付する契約締結の案内において指示する書類)を添付して(1)の契約締結期限までに豊橋市に直接持参または郵送(特定記録郵便または書留郵便に限る。)すること。

### 1 2 売払代金の納入

落札者は、売払代金の納付期限までに指定された納付方法により売払代金の全額を一括で納付すること。なお、売払代金のほか、契約費用、運搬費用、公租公課、自動車損害賠償責任保険料等、本契約の締結及び履行に関して一切の費用は落札者の負担とする。また、緊急車両として公道を走る場合、改造・手続きが必要になる可能性があるが、一切の費用は落札者の負担とする。

#### (1) 売払代金納付期限

令和3年12月13日(月)午後2時30分まで

#### (2) 納付方法

売払代金は豊橋市が交付する納入通知書で納付すること。なお、売払代金の納付に係る費用は、落札者の負担となる。また、豊橋市が納付期限までに売払代金の納付を確認できることを条件とする。

#### (3) 売払代金の残額の金額

売払代金の残金は、売却価格から契約保証金を差し引いた金額となる。

### 1 3 所有権の移転及び名義変更

(1) 売買物件の所有権は、落札者が売買代金を完納した時に移転するものとする。

(2) 売買代金完納後の売買物件の引き渡しに要する費用、車検並びに所有権移転に要する諸費用及び公租公課等は、落札者の負担とする。また、緊急車両として公道を走る場合、改造・手続きが必要になる可能性があるが、一切の費用は落札者の負担とする。

(3) 自動車の場合、落札者に豊橋市より「一時抹消登録証明書」、「譲渡証」(軽自動車の場

合は「返納確認書」)を渡すので、落札者への所有者変更手続きを行うこと。

#### 14 その他

- (1) 売却財産は経年による劣化、使用によるキズ及び不具合が複数箇所あるので、充分理解した上で入札すること。また、豊橋市は契約不適合責任を負わない。
- (2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
豊橋市役所 財務部 契約検査課 物品契約グループ  
〒440-8501  
愛知県豊橋市今橋町1番地  
電話番号 0532-51-2150  
E-mail keiyakukensa@city.toyohashi.lg.jp
- (3) 契約書作成の要否 要